



北谷町生活応援給付金のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業や休業等による収入の減少により生活に困窮している世帯の支援への給付金です。

誰に？

- ①総合支援資金特例貸付の延長又は再貸付を受けている者
 - ②令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、住居確保給付金の支給決定を受けている者
 - ③住居確保給付金の支給要件に該当しているが、何らかの事由により申請に至らなかった者
- ※①・③に関しては、令和3年8月1日に本町に住所を有している者

いつから？

郵送申請：令和3年8月26日～令和4年3月31日

窓口申請：令和3年9月1日～令和4年3月31日 **※要予約**

いくら？

1世帯当たり5万円（1回限り）

どうやって申し込む？

感染拡大防止のため、できるだけ郵送での申請にご協力お願いいたします。

- 申請書は、HPに掲載していますので、ダウンロードしてご利用下さい。また、福祉課窓口でも配布を行っています。
- 郵送での申請が難しい方は、窓口での申請が可能です。予約制となりますので、電話にて予約をお取り下さい。

申請方法	申請書に振込口座などを記入し、必要書類とともに北谷町役場福祉課へ郵送、または持参して下さい。 〒904-0192 北谷町字桑江226番地 北谷町役場 福祉課 地域福祉係
必要書類	① 北谷町生活応援給付金申請書 ② 預金通帳等の写し ③ 総合支援資金特例貸付の延長又は再貸付の決定通知書の写し若しくは住居確保給付金の支給決定通知書の写し ④ 申請者の本人確認できる書類の写し ⑤ 必要書類確認シート

- ▶詳しくは、北谷町役場ホームページをご確認下さい。
- ▶お問い合わせ先は、こちら

北谷町役場 福祉課 地域福祉係

098-982-7719

(平日8:30-17:15 ※12-13時除く)